

タイトル	『社会契約論』は普遍理論だろうか？
著者	小林，淑憲
引用	北海学園大学学園論集，132：25-42
発行日	2007-06-00

『社会契約論』は普遍理論だろうか？

小 林 淑 憲

凡 例

本文と註において、原則として以下の略号を使用する。

O.C.: *Œuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau*, éd. publiée sur la direction de B. Gagnebin et M. Raymond, Paris, Gallimard, 1962-1995, I-V. ローマ数字は巻数を示す。

C.C.: *Correspondance complète de Jean-Jacques Rousseau*, éd. crit. établie et annotée par Ralph A. Leigh., Oxford, Voltaire Foundation at the Talor Institution, 1965-1998., I-LII. 書簡の通し番号のみ記載した。またAは appendice を示す。

邦訳は『社会契約論』及び『告白』については岩波文庫版を、その他の作品は白水社刊行の『ルソー全集』（全16巻、別巻二巻含む）を使用した。訳出に当たって筆者が変更した箇所もある。

1 問題の所在

ジャン＝ジャック・ルソー（Jean-Jacques Rousseau, 1712-1778）が「最も早くから考え、最も興味を持ち、生涯をかけて専念した仕事」⁽¹⁾と回顧した『社会契約論または国法の諸原理（*Du contrat social ou principes du droit politique*）』（1762年、以下『社会契約論』とのみ表記する）は、果たして普遍理論なのであろうか。このような疑問は考察に値しない愚問として、あるいは一蹴されるかも知れない。確かに公刊後200年以上に亘って、政治的立場や思想を異にする様々な人々がこの書物に魅了され、あるいはこれを非難してきた。またルソー自身が『山からの手紙（*Lettres écrites de la montagne*）』（1764年）において、当時のジュネーヴの国制をモデルとして国家一般の理想像を模索し、これをヨーロッパに示したという趣旨の記述をしていることも、普遍理論という解釈の妥当性を疑うことを許さないかに見える⁽²⁾。

しかし、『社会契約論』が普遍理論なのかという問題提起にはそもそも研究史上の裏付けがある。すなわち「〔『社会契約論』は〕ジュネーヴのための理論か、あるいは普遍的理論か（*Théorie pour Genève ou théorie universelle*）」というルセルクルの指摘に端的に示されるように⁽³⁾、この問題は、同書とジュネーヴ共和国との関連性への問いと組み合わせられて、ルソー研究史における一大論点をなしている。研究史をいま少し整理すれば、まず、先に挙げた『山からの手紙』の証言を

根拠に、ルソー自身はジュネーヴをモデルとして当時のヨーロッパ社会が模範とすべき国家像を提出したとする説がある。すなわちジュネーヴ・モデルの普遍理論だとする解釈である⁽⁴⁾。これに対してルソー自身がジュネーヴをモデルにしたと証言したにもかかわらず、それは誤解あるいは無知に基づくものであって、むしろ彼は先行する学説を発展させて普遍理論を構築したとの解釈がある⁽⁵⁾。この解釈に対しては、ルソーはジュネーヴに関する正確な知識をある程度持ちながら、ジュネーヴの国内問題にコミットしていたとする批判が加えられている。すなわちジュネーヴの五つの身分のうち⁽⁶⁾、公民とブルジョワからなる特定の政治勢力、すなわちブルジョワジーと呼ばれる勢力に対してイデオロギー的武器を提供したとの説である⁽⁷⁾。

これらの学説に対して筆者自身はかつて、ルソーは当時のジュネーヴの制度や状況についてある程度の知識を有しながら、特定の政治勢力ではなく、国家支配層ばかりか国家の要職にない一般公民も含めたジュネーヴ全体と対峙しつつ改革の提言を行ったと考えその論証を試みた⁽⁸⁾。言い換えれば、既に筆者は『社会契約論』とジュネーヴとの関連が如何に密接であるかを明らかにした。したがって、筆者に残された課題の一つは、もしも『社会契約論』が普遍理論なのか、それとも細かな違いはさておきジュネーヴのために書かれたのかという二者択一が問題として成立しているとするれば、『社会契約論』が普遍理論であることの根拠を掘り崩すことにある。だが、このことは『社会契約論』が普遍理論でないということを明らかにしようとすることを意味しない。一般的に言って、「ない」ということを論証するのは極めて困難だからである。それ故、その困難さを回避するため、筆者は本稿の目的を次のように定めることに留めたい。すなわち、『社会契約論』を普遍理論と解釈する根拠は実は極めて薄弱なのではないかということを指摘することである。この目的を達成するため、本稿ではまず従来『社会契約論』の応用編と目されてきた『コルシカ憲法草案 (*Projet de constitution pour la Corse*)』及び『ポーランド統治論 (*Considérations sur le gouvernement de Pologne*)』をめぐる伝記的事実に着目することによって、『社会契約論』を普遍理論と解釈する根拠が薄弱であることを指摘する。次いで『社会契約論』の最も根本的な主張と見なしうる人民主権論と、人民主権原理の具体的制度と目される人民集会に関する議論とに着目し、それらが『社会契約論』、『コルシカ憲法草案』、『ポーランド統治論』の三著において、どのように論じられているかを比較・検討する。さらになぜ『社会契約論』が普遍的形式をもって書かれたかを考察する。こうした手続きによって本稿の目的が達成されれば、『社会契約論』は特殊ジュネーヴ的作品であるとする解釈をより説得力あるものにすることができるであろう。

しかし、誤解を回避するために敢えて申し添えておきたいのであるが、『社会契約論』が普遍理論だとすることの根拠は薄弱だと考えるとはいえず、筆者は同書が全く普遍性を欠いた作品だと主張するつもりは毛頭ない。むしろ、『社会契約論』は抽象的に書かれているからこそ、普遍的な性質を持つ作品と見なされ、文化圏や時代の相違を超えて多様に受容されてきたといってもよいであろう。そして、その普遍性をどのように活用するかは受容する側に自由に開かれていると考えるべきであるが、その作業自体は学問レベルにおいては社会思想史や政治思想史でなく、言葉の本

来の意味での社会哲学や政治哲学の課題であると考えたい⁽⁹⁾。したがって、筆者自身が『社会契約論』の普遍性をどのように考えるかは本稿の目的の埒外にある。

2 伝記的事実から生ずる疑問

ここでは、『社会契約論』が普遍理論であると仮定した場合に、伝記的事実から生ずる難点を指摘したい。ルソーは、同書において具体的な特定の国家のための理想像を提示したというよりも、むしろ一般的政治理論を構築し、それを可能な限り普遍化させたように見える。言い換えれば、『社会契約論』という作品は、人民主権の原理を徹底的に普遍化させようとの意図の下に書かれたように見え、また一見、現実との断絶をあくまでも貫徹させようとしたと思われるほど抽象化されて書かれている⁽¹⁰⁾。それではこの作品は、つまるところ、個別具体的な現実の諸問題を捨象した普遍理論だったと解釈すべきなのであろうか。

筆者はこの解釈を全面的に肯定することに躊躇する。以下その理由を述べよう。仮に『社会契約論』がそうした普遍理論であると想定しよう。しかし、もしも言葉の真の意味での普遍理論であるのならば、ビュタフォコ大尉（Mathieu Buttafoco, 1731-1806）やヴィエルホルスキ伯爵（Michal Wielhorski, comte, 1716?-1794）は、コルシカやポーランドのために、『社会契約論』をそのまま利用したはずである。ところが彼らは、そうしようとはせずに、ルソーに敢えて別の論考を書いてもらおうとした⁽¹¹⁾。第一に、ビュタフォコがルソーにコルシカ論の執筆を依頼した事情から見てみよう。よく知られているように、ルソーは『社会契約論』第2編第10章において、立法可能なヨーロッパ唯一の国としてコルシカ島の名を挙げ、「この勇敢な人民が自分たちの自由を回復し守ることのできた能力と辛抱強さとは、賢者が彼らにこの自由を保持する道を示すに値するであろう」と書いた⁽¹²⁾。この記述が契機となって、ビュタフォコは1764年8月末に執筆を依頼した。1760年代のコルシカは、ジェノヴァ共和国に対する40年間の独立戦争の最中であつた。この戦争は13世紀末から続くジェノヴァの支配に対する独立運動の一環と見てよいが、結果的には独立は失敗し、コルシカはフランスに併合されることとなった。併合は1769年5月、すなわちビュタフォコがルソーに依頼した5年のちのことである。つまりビュタフォコがルソーに依頼した時期は、ルソーの言明が示唆するように、ジェノヴァの衰微に伴ってコルシカの独立が現実のものとなることを期待する格好のタイミングだったと見てよいであろう。『社会契約論』の記述は独立を目指すコルシカ人にとって、自分たちが今まさに、立法者の助言によって新国家建設の計画案を練る時期にあることを感じさせたのである。ビュタフォコはフランス軍に所属する軍医大尉ではあつたが、後にジェノヴァからの独立に関する外交交渉に際して、独立運動の指導者パスカル・パオリ（Pasquale Paoli, 1725-1807）と、フランス外務大臣ショワズール（Étienne-François Choiseul, duc de, 1719-1785）との仲介役を演ずるほど祖国の独立に尽力しようとした人物であつた。ビュタフォコの依頼はこうした背景の下になされた。ビュタフォコのルソー宛て書簡は6通現存するが、次に示す彼の最初の書簡は、ビュタフォコが如何に『社会契約論』を普

遍理論と見なさず、コルシカに適用可能な別の論考を必要とすると見ていたかを如実に物語っている。

「あなたは『社会契約論』において、大変好ましいやり方でコルシカ人に言及されました。このような賛辞はかくも真摯な方の筆からなされるとき、大変心地よいものです。これ以上心をかき立て、より良いことをなそうとする意欲を湧かせるに相応しいものではありません。このような賛辞のために国民は、あなたがあの賢人になって下さらないか、獲得するのに夥しい血を失わせたあの自由を守る方法を手に入れさせてくれるあの賢人になっては下さらないかと願うようになったのです。コルシカ人は、あなたが彼らのためにあなたの才能、あなたの慈愛、あなたの徳を使っては下さらないかと期待しているのです。〔中略〕一国民は、よき政治制度を通じてでなければ、幸福になり繁栄することができると期待してはなりません。われわれの島は、あなたがいみじくもおっしゃったように、良き立法を受け入れることができます。しかし島には立法者が必要なのです。あなたの原理に立つ人間、われわれとは関係なく幸福である人間、人間の自然を奥深く知りながら、時間の進展とともに、遙か遠くの栄光を準備し、一世紀のうちに堪え忍び、別の世紀に楽しもうとする人間を必要としているのです。政治制度の計画を描くことによって、一国民全体の幸福に協力してはいただけないでしょうか。」⁽¹³⁾

明らかにビュタフォコは、そのままコルシカに適用するという意味においての普遍理論として『社会契約論』を見ていない。さらに興味深いのは、受信したルソーの対応である。ルソー自身、もしも『社会契約論』は普遍理論であって、それ以上のものではないと考えていたのであれば、ビュタフォコの書簡を受け取ってもその願いに応えず、自己の著作の普遍性や利便性を説いていてもよかったはずである。ところがルソーは実際にはそうせず、むしろビュタフォコの要請に応じて新たな論考を執筆した。しかも論考の執筆依頼から承諾までの時間はたいへん短く、承諾を示す書簡の日付は1764年9月22日であり、ビュタフォコがルソーに書簡を書いてから一月も経っていない。このことはルソーが如何に論考執筆に積極的だったかを窺わせる。書簡の内容はさらに興味を引く。一面識もない人物からの執筆依頼に対してルソーは「私の命と心はあなたのものです」とまで答え、コルシカの国民や地方についての知識が不足しているので、それらについての情報を送って欲しいと書いている⁽¹⁴⁾。

第二に『ポーランド統治論』の成立事情をごく簡単に見ておきたい。18世紀後半のポーランドはコルシカに勝るとも劣らないほどの深刻な歴史的危機に直面していた。いうまでもなくロシアを始めとする近隣列強の干渉である。当時ポーランド国内では国家の行方をめぐって意見が鋭く対立していた。ロシア皇帝エカテリーナのかつての愛人であった国王スタニスワフ・アウグスト・ポニャトフスキ (Stanisław August Poniatowski, 1732-1798) は、ロシアの後ろ盾によって国王に選出されたが、自国の独立の保持に努めようとした。この国王統治下のポーランドにおいて、一方では「連合」と呼ばれ、親ロシアの立場に立ち「離教派」を自任する一派、すなわち非カト

リック貴族からなる反国王的勢力があり、他方ではトルコ国境近くのポドリアのバールで結成したことから「バール連合」と呼ばれる会派、すなわちロシアの干渉を遠ざけてフランスに接近しながらも、なお自国の独立を維持しようと画策するグループがあった。このバール連合とフランス政府当局との連携を強め、かつフランスの世論を味方に付け、なおかつ祖国の危機を回避するための知恵を貸してくれる才能ある人物を捜す役割を期待されてフランスに派遣されたのが、ヴィエルホルスキである。ヴィエルホルスキはヴォルテール（François Marie Arouet, 1694-1778）やディドロ（Denis Diderot, 1713-1784）に頼ることはまずできなかった。彼らがロシア皇帝に対して思想的に影響を与えていることは知れ渡っていたし、彼ら自身があまりにも反カトリック的だったからである。ヴィエルホルスキはこうした背景の下にルソーに面会を求めた。ショワズールの部下リュリエール（Claude Carloman de Rulhière, 1734-1791）の仲介の下、当時パリに住んでいたルソーを彼が訪問したのは1770年7月のことと考えられている。翌年6月に書かれたと推定されるヴィエルホルスキ宛て書簡は、その時点での原稿の完成を示唆している⁽¹⁵⁾。またルソー晩年の自伝『ルソー、ジャン＝ジャックを裁く——対話（Rousseau juge de Jean Jacques — Dialogues）』によれば、執筆にはポーランドの制度に関する様々な調査の時間も含めて半年の時間を費やしたという⁽¹⁶⁾。このように、ルソーは分量にして『社会契約論』をやや下回るほどの論考を半年かけて新たに書き下ろした。この仕事ぶりは、慎重なはずのルソーにしては、『コルシカ憲法草案』の執筆と同様極めて迅速と見ることができよう。このことは、如何にルソー自身が、『社会契約論』を当時のポーランドにそのまま適用することはできず、ポーランドに妥当する新たな作品の執筆の必要性を感じていたかを示しているであろう。

『コルシカ憲法草案』及び『ポーランド統治論』に関する以上のような伝記的事実を見たとき、『社会契約論』が普遍理論であるとの解釈の妥当性に疑いを持つのは理由のないことではない⁽¹⁷⁾。

3 ルソーは原理を応用しているか

それでもなお、百歩譲って、よくいわれるように、仮に『社会契約論』は原理論ないしは総論であり、『コルシカ憲法草案』と『ポーランド統治論』はその応用編ないしは各論であると想定しうるかも知れない。例えばドラテは、もしもルソーが「自分の確立した諸原理の適用」がジュネーヴのような小国家に限定されるべきであると考えていたとしたら、「如何にして『ポーランド統治論』を書くことができたのだろうか」⁽¹⁸⁾と述べている。確かに、この想定に十分な根拠があれば、『社会契約論』が普遍理論であるとの説は一向に揺らぐことはない。しかし筆者は、この想定に確固として十分な根拠があると断定することになお躊躇せざるを得ない。その理由を以下に述べたい。

ルソーは『社会契約論』第3編第12章から第14章、及び第18章において、人民主権の原理を制度的に保障する方策として、通常の人集会和並んで、定期人集會に言及した。「主権は如何にして維持されるか」と題した第3編第12章においてルソーは、「主権者は立法権以外の力を持たないので、法によってしか行動しない。そして法は一般意思の眞の行為に外ならないので、主

権者は人民が集会したときしか行動するすべがない。」と述べ⁽¹⁹⁾、人民主権の論理的帰結として人民集会が導かれることを示唆する。だがルソーはこれに満足することなく、続く第13章において、「集会した人民が一連の法律を承認し、ひとたび国制を定めたところで十分ではない。人民が永続的な政府を確立し、為政者の選挙を一度で最終的に用意したところで十分ではない。思いがけない事態が要請する臨時の集会の他に、何ものも廃止したり延期したりすることができず、〔開会の〕日時を定められた定期の集会が必要である」と述べて⁽²⁰⁾、定期人民集会の必要性を強く訴えることによって、主権の維持を保障する制度を提案した。さらに、続く第14章もまた、定期人民集会が政府に対抗して国家を維持する制度であることを窺わせる。

「国家の盾であり政府の轡であるこの人民の集会は、いつの時代でも首長達の恐れるところであった。したがって彼らは集会の公民達の志気を挫くために、常に、配慮や反対や妨害、甘言を惜しまなかった。公民達が貪欲だったり、怠惰だったり、臆病だったり、自由よりも安穩を好むときには、政府の立て続けの圧力に長く身を持ちこたえることができない。そこで〔政府の〕抵抗力が絶えず増大するにつれて主権的権威はついに消滅する。」⁽²¹⁾

要するにルソーは、国家の構成員全員が主権を行使する場として、通常の人民集会と定期人民集会とを提唱したのである。したがって、このような人民集会論は、当時既に複数の国々で認められた代議制の価値を否認したところに成立するはずである。実際ルソーは第3編第15章において、「イギリスの人民は自由だと思っているが、それは大きな間違いだ。彼らは議会の構成員の選挙の間だけそうなのであって、議員が選出されればイギリス人民は奴隷となり、無に帰してしまう」⁽²²⁾と述べて代議制否認論を展開した⁽²³⁾。

ところで、ジュネーヴでは、市長選出のために毎年一月に総会を開催していた。この総会は、正当な制度として認められ、特に問題視されなかった。しかし、総会のこの他の定期的開催に関しては、その是非をめぐる論争が戦わされていた。このことは、例えばアントワヌ・レジェ著『1718年の匿名書簡』が、主権の性質や定期総会の開会について言及したために、18世紀を通じてしばしば複写・回覧されたのに対して、例えば1721年当時の警察代行官アントワヌ・トロンシャンが、『ジュネーヴ共和国の現在の統治の状態 (*L'état du Gouvernement Présent de la République de Genève*)』(1721年)において、主権の行使は共和国の各評議会に分けもたれていてと訴えて、定期総会の正当性に対して疑義を提出した事実によって裏付けられる⁽²⁴⁾。さらに重要なのは、『1718年の匿名書簡』が定期人民集会と代議制とを比較し、選択的にその是非を論じている点である。すなわちレジェは、人民の同意なくして課税することは暴政的行為であるとしてこれを非難し、5年ごとの総会を開催することによってのみ人民は「完全な自由」を享受できると主張する。このように定期人民集会を強く支持するレジェは、他方で英国的な代議制の正当性に対して疑問を提起する。彼は1707年当時の市長ジャン＝ロベール・シュエ (Jean-Robert Chouet, 1639-1720) の主張、すなわち英国においては課税は人民の代表である議会によって制定されるが人民は自由であること、そしてジュネーヴでは二百人会が人民の代表であって、総会に

付託することなく二百人会において課税を決定したとしてもなお人民は自由であるとの主張を批判して、「英国と我々との間に存在する無限の違いを誰が見ないであろうか」と述べ、代議制が必ずしもジュネーヴには適合的ではないことを訴えている⁽²⁵⁾。このように 18 世紀ジュネーヴにおいては、定期人民集会は主権の帰属と連動して議論されていたし、また定期人民集会と代議制とが選択的に論じられていた。したがって、ルソーが代議制否認論を第 3 編に組み込み、また同じく第 3 編で定期人民集会の是非を論じたのは、そのことによって具体的な現実の諸問題に対して言及しようとする意図があったことを十分に推測させる⁽²⁶⁾。言い換えれば、『社会契約論』における定期人民集会の提唱と、その裏返しとしての代議制否認論とは、特殊ジュネーヴ的な議論の可能性が極めて濃厚といえる。

しかしなお、もしも仮にルソーが、『コルシカ憲法草案』及び『ポーランド統治論』において、定期人民集会を主権篡奪の防止策として明確に論じているのであれば、論理的には、特殊ジュネーヴ的「定期人民集会」論との解釈の妥当性は瓦解し、『コルシカ憲法草案』と『ポーランド統治論』とが『社会契約論』の応用編だという解釈はかえって強力に裏付けられることになる。それでは、『コルシカ憲法草案』と『ポーランド統治論』は、定期人民集会に言及しているだろうか。順に検討しよう。

まず『コルシカ憲法草案』において、ルソーは為政者による権力篡奪の傾向には言及せず、またそれへの対抗手段である定期人民集会の必要性を全く訴えなかった。ルソーがコルシカ島に適する統治形態として言及しているのは「混合政体」であり、そこでは「人民は部分ごとに集会し、権力の「受託者はしばしば交替」⁽²⁷⁾する。ルソーによれば、この「混合政体」によって「開明的な人々の選出」が可能になり、国家の全構成員を「最高の権威に集中させる」⁽²⁸⁾ことができるという。また、国家が破滅する原因としてルソーが言及するのは、商工業の発達に伴う貨幣経済の浸透によって農村の過疎化と都会の過密化が進展し、国民の間で不平等が極大化することである⁽²⁹⁾。つまり『コルシカ憲法草案』では、為政者は必ずしも国家破滅の元凶とされたわけではない。それどころかルソーは、「政治権力 (La puissance civile)」が行使される態様を二つ挙げ、その一つを為政者による「正当な」⁽³⁰⁾行使としている。このようにルソーは、全ての公民が同時に一箇所に集合する定期人民集会を、主権を保障する制度としても為政者による権力篡奪の防止策としても言及しなかった。

これに対して、『ポーランド統治論』はより慎重な検討を必要とする。ルソーは『社会契約論』に引照しつつ、執行権に与る団体が立法権を従わせようと虎視眈々と目論んでいると述べてはいるが⁽³¹⁾、しかしそれに対抗する方策として定期人民集会の必要性を訴えたわけではない。それどころではなかった。確かにルソーは、王または元老院による立法権の篡奪を阻止する方策に関して、『社会契約論』以前に、「誰もそれに気がつかなかったのは」、「全く奇妙だ」と述べて⁽³²⁾、一見定期人民集会の必要性を示唆しているかのようである。とすれば、ルソーは人民主権原理を一貫させるべく定期人民集会をポーランドに適用するか、あるいはそれを応用して類似の制度を

提案するか、どちらかの選択肢を取ることが予想されるであろうが、そこで彼が実際に提案したのは、『社会契約論』で完全に拒絶したはずの代議制であった⁽³³⁾。『ポーランド統治論』においてルソーはまず、「大国家の最大の不都合の一つ」は、「立法権がそれ自身では示され得ず、代表によってしか作動し得ない」点にあると述べ⁽³⁴⁾、定期人民集会が大規模国家においては制度化し得ないことを自ら認める。これは『社会契約論』の所説と相容れない。というのも、彼は『社会契約論』では特殊な条件下における代議制の選択すら認めていなかったからである。実際彼は、人民集会が「二千年前には」「妄想」では全くなく、人口「四百万以上」のローマのような大規模国家でさえ人民が「集合せずに何週間か過ぎることは滅多になかったし、それどころか週に何度か開かれることさえあった」と述べて⁽³⁵⁾人民集会の歴史的实在性を強調していた。

ところがルソーは『ポーランド統治論』では代議制を是認し、その運営方法にまで言及した。彼は、大規模国家の「腐敗という」「悪」を予防する方策として二つの点を挙げる。第一点は「国会を頻繁に開催すること」によって「代表者をしばしば交代させること」である。第二に、命令的委任の徹底、すなわち「代表者達を〔選挙人達からの〕指示に正確に従わせ、国会における代表者達の行動を選挙人達に対して厳密に報告させる」という方策である⁽³⁶⁾。したがって、人民主権を保障する制度であるはずの、そして代議制を否定したところに成立するはずの定期人民集会の採用を見送り、代議制を採用して、ポーランドの現実に適応すべくその運用論を精緻化したという意味において、ルソーは『ポーランド統治論』において、『社会契約論』の原理を応用したのではなく、むしろそれを捨て去ったというべきであろう⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾。

したがって、人民主権原理を一貫させる制度としての定期人民集会の扱いに関していえば、『社会契約論』と『コルシカ憲法草案』及び『ポーランド統治論』の間には、原理論とその応用編という関係は明らかに成立しない。言い換えれば、ルソーは『社会契約論』をコルシカとポーランドという個別具体的な対象に応用しなかった。このことと、実際に『社会契約論』がそのまま両国に適用されなかったことを併せて考慮すれば、そもそも同書は普遍理論であるとの解釈そのものが十分な根拠を備えているということとはできない。

4 なぜ『社会契約論』は普遍理論の形式で書かれたか

だが、それでもなお、『社会契約論』が普遍的に妥当するように書かれ、高度に抽象化されて書かれている事実には変わりはない。とすれば、ルソーはなぜ『社会契約論』を普遍的に妥当する政治理論であるかのように書き、具体的な問題は一切捨象したかのように抽象化して書かねばならなかったのであろうか。

この疑問に答えるに当たっては、筆者が前稿で設定した二つの仮説が手がかりになる。第一に筆者は、18世紀ジュネーヴにおける政治生活に関わりながら、情報を交換し、経験や知識を共有する人々によって形成された言説の世界を想定し、それをジュネーヴの「言説世界」と呼んだ。これが第一の仮説である。第二の仮説は、こうしたジュネーヴの「言説世界」と言説において深

く関わりながらも、ルソーはこの世界と敢えて空間的距離を置こうとしたのではないか、しかもこの距離は、思想主体としてのルソーの方法的自覚と密接に関わっていたのではないか、というものである。

ジュネーヴでは、18世紀初頭から課税問題を発端として政府及びその支持者側と反政府側とが対峙し、騒擾を繰り返していた。対立は1737年8月には流血の内乱にまで発展し、この内乱は翌年フランスやベルン、チューリヒの仲介・調停を経て収束した。その後、表面上は平和な状態が続いたが、内乱の危機が全く去ったわけではなかった。例えば、主権の帰属や内容に言及した『1718年の匿名書簡』が18世紀を通じて複写・回覧されたことは先に指摘した通りである。また、ダランベール（Jean Le Rond d'Alembert, 1717-1783）やヴォルテールらによる劇場建設運動がジュネーヴ国内の政治的対立を先鋭化させた。また、『エミール』及び『社会契約論』が当局に糾弾された1760年代には、糾弾の手続きの正当性・不当性をめぐってルソー擁護派とルソー批判派とが争い、ルソーの公民権放棄を契機に国内が「意見提出派」と「拒否派」とに分裂し、人民によって提出された意見を総会に付託しうるか否かに関して論争が惹起された⁽³⁹⁾。ジュネーヴの「言説世界」に属する人々は、こうした対立や分裂に関する記憶を共有したり、あるいは対立が潜在することを知識として共有したり、あるいはまた主権の帰属やその行使主体等の論点が政治的に微妙な問題を包含することを共通諒解としたりしていたのである。

このような対立は、『社会契約論』の出版よりもずっと以前から、ルソーを巻き込む可能性をはらんでいた。例えば、既に『学問芸術論』の成功によって時代の寵児となっていたルソーは、1754年夏に帰国した際、その文才・名声を評価されて、為政者ばかりでなく、ジャック・フランソワ・ド・リュック（Jacques-François Deluc [De Luc], 1698-1780）ら反政府系の政治運動家によっても歓待された⁽⁴⁰⁾。ルソーの友人ジョルジュ・ル・サージュ（子）（George-Louis Le Sage, 1724-1803）によれば、ド・リュックは毎日ルソーを訪問し、政治問題をまくし立て、会話をほとんど独占することもあったという⁽⁴¹⁾。また後年、ド・リュックについてルソーが回想した際、「私に絶えずつきまとい悩ませていた（m'obsédait sans cesse, sic.）」と形容していることに窺われるように⁽⁴²⁾、ド・リュックはルソーが自分たちの運動の力になってくれることを強く望んでいた。

ルソーがジュネーヴの「言説世界」と空間的距離を意識的に隔てた上で政治的議論を行っていたのではないかという仮説を裏付ける直接的な証拠は『告白』に求めることができる。すなわちルソーは1737年に帰国した際、内乱を偶然目撃したが、そのとき「いつか自分が公民権を回復する 때가 あっても、決して内乱には深入りすまい、国内では武力によって自由を守ることは実践においても言葉においてもすまいと心に誓った」と述べている⁽⁴³⁾。また、ヴェネツィア駐在フランス大使秘書を務めたとき、ルソーが「全ては根本的に政治に繋がるということ、またどのような試みをしたところで、如何なる国民もその統治の性質の作りなせる以外のものではあり得ない」と認識し、それを契機に『政治制度論』を書こうとしたと告白したことはよく知られている。彼

はこの認識から、「最も有徳で、最も開明的で、最も賢明な」国民を作るに相応しい統治とは何であるか、また「その本性によって法と最も緊密に繋がる統治」とは何か、といった一連の問いかけが生ずると述べているが、そうした問いかけは全て「祖国の幸福に役立つ偉大な真理」へと自分を導くと思われたと明言している⁽⁴⁴⁾。さらに次に挙げる証言は、ルソーが如何に意識的にジュネーヴと空間的距離を置きつつ執筆活動を行っていたかを示すより強力な裏付けとなるであろう。なお、この証言は「全ては根本的に政治に繋がる」と告白した箇所直後になされていることから、ここでルソーが「祖国の真の幸福」に捧げようとして書いた著作として思い浮かべているのは、まずもって『社会契約論』であることは明らかである。

「打ち明けて言えば、外国人としてフランスで暮らすという立場は、真理を敢えて言うには大変都合であることがわかった。これまで通り、祖国では許可なくして一切出版しないということにすれば、その他のどこで出版しようと、どんな格率を立てようと誰に遠慮することもないと心得ていた。ジュネーヴではそれほど自由には振る舞えない。あそこでは私の本がどこで出版されても為政者はその内容にとやかく言う権利を持っている。こうしたことへの配慮が大いに働き、私はデピネ夫人の懇願を聞き入れ、ジュネーヴに移住する計画を放棄したのである。『エミール』の中で述べたように、著作を祖国の真の幸福のために捧げようとするなら、策士でもない限り、その国でそれを書いてはいけないのである。」⁽⁴⁵⁾

以上の証拠に鑑みれば、ルソーは、内乱の記憶を残し対立を潜在させたジュネーヴに留まるのではなく、国外で執筆活動を営み続けることで、よりよく祖国に貢献しようと考えていたと解釈できるであろう。もしもそうであるとすれば、ルソーが政治論を書くに当たって、余りに具体的に議論するのは危険と判断し、敢えて抽象的に論じようとしたと考えてもおかしくないのではないか。ルソーが具体的な議論を展開することは好ましくないと考えていたことを裏づける証拠を示せば、彼は、『ジュネーヴ史』という作品を出版する計画のあった同胞ルスタン (Antoine-Jacques [Jacques-Antoine] Roustan, 1734-1808) と同じく同胞ヴェルヌ (Jacob Vernes, 1728-1792) とに対して、出版の見合わせを二度に亘って勧告したことがある。ルソーはヴェルヌに対して次のように書いている。

「私の親愛なるヴェルヌよ、病気がちで人々との交際を絶った一人の隠者が、友情に包まれて心情を吐露するのは自然です。私の打ち明け話があなたを不快にするとはいけません。あなたについて、そしてジュネーヴ史に関するあなた方の計画についてあなたにお話しすることから始めるべきだったでしょう。〔中略〕私があなた方の計画に対して、あなたが望まれる限りの心遣いをもって申し上げられることは、計画は危険を顧みることのない賢人の計画であり、若者のそれです。よく考えられることをお勧めします。私に代わってルスタンに口づけして下さい。」⁽⁴⁶⁾

またこの手紙から約一年半後には、やはりヴェルヌに宛てて、「あなたは私があの計画について意見を変えなかったということをご存じですね。」と書いて改めて出版を控えることを示唆してい

る⁽⁴⁷⁾。

このようにルソーは具体的議論を展開することは好ましくないと考えていた。それではルソーが抽象的レベルで政治論を展開する必然性はあるのだろうか。一般的に言えば、政治理論は非常に具体的な政治的問題をめぐって抽象的に論ずる場合がしばしばあるのではないか。筆者の見るところでは、当時のジュネーヴにおいては、抽象度の高い政治理論を構築することによって具体的な現実政治にコミットするコンヴェンションがあった。例えばビュルラマキ（Jean-Jacques Burlamaqui, 1694-1748）やバルベイラック（Jean Barbeyrac, 1674-1744）の政治論に典型的に見られるように、支配的イデオロギーとしての政治論は、そもそも高度に抽象的なレベルにおいて論じられていた。1710年から7年間ローザンヌ大学で自然法を講じたことのあるバルベイラックは、グロチウス（Hugo Grotius, 1583-1645）著『戦争と平和の法（*Le Droit de la Guerre et de la Paix*）』やプーフENDORF（Samuel Pufendorf, 1632-1694）著『人間と公民の義務（*Les Devoirs de l'Homme et du Citoyen*）』及び『自然法と国際法（*Le Droit de la Nature et des Gens*）』に訳注を付し、そこで独自の思想を示した。バルベイラックは人民主権を認めながらも、人民は主権者に主権を譲渡することが可能であり、仮に主権を譲渡された側が譲渡の目的に反してその権力を濫用したとしても、耐えられる程度の濫用であればこれに服従しなければならないと主張した⁽⁴⁸⁾。バルベイラックのこうした理論は、彼の現実政治への関わり方によって裏書きされる。すなわち建築家ジャック＝バルテルミー・ミシュリ・デュ・クレ（Jacques-Barthélemy Micheli Du Crest, 1690-1766）の著した反政府的パンフレットが市中に出回ったことで紛糾した際に、バルベイラックは、ミシュリを支持する勢力に協力を依頼されたがこれを断り、ジュネーヴ人民が主権者であることと主権を行使することとを混同すべきではないと主張して政府を理論的に支援したことがある⁽⁴⁹⁾。これに対してビュルラマキは、ジュネーヴ大学において法学教育に携わり、『自然法の諸原理（*Principes du Droit Naturel*）』（1747年）及び『国法の諸原理（*Principes du Droit Politique*）』（1751年）を著した。彼もまた人民主権を認めながらも主権は譲渡可能であると論じ、主権を譲渡された者の濫用の程度が中程度か軽微であれば、人民はこれに耐えなければならないと主張して、バルベイラックよりも強く主権譲渡の正当性を訴えた。またビュルラマキは、国家内の種々の人格や団体に、機能において分割した主権を担当させることによって国家の安定を確保する権力均衡論を唱えた⁽⁵⁰⁾。ビュルラマキの現実政治への関わりは、バルベイラックのそれよりも、より深かったと見てよい。というのも、1734年には参事会が総会の承認を取り付けることなく築城を決定したことで国内が紛糾したが、この時ビュルラマキは参事会の組織した臨時委員会の長となり、報告書を提出していたからである。ビュルラマキによれば、ジュネーヴの主権は総会のみには帰属するのではなく、参事会、二百人会、総会に分け持たれており、主権の行使に関しては、全ての事柄が総会に付託されるべきではなく、参事会と二百人会とによって予め取捨選択された案件のみが総会に提出されるとした⁽⁵¹⁾。

このように見てくると、たとえ具体的に議論しなくとも、ビュルラマキやバルベイラックに代

表される支配的なイデオロギーと同一の位相において論ずれば、ルソーがそれらを批判する政治理論を提唱することによって、祖国に貢献することは可能であった。実際、ルソーにとって、自ら打ち立てた人民主権の原理が普遍的に妥当すればするほど、ジュネーヴの国内問題という限定的な現実の諸問題に対する解答の真理性はますます高まると思われたであろう⁽⁵²⁾。とはいえ、このことは、ルソーが『社会契約論』に対して、普遍性という名の「外観 (paraître)」を与えながら、改革の処方箋を提示するという「内実 (être)」を隠そうとした、ということを意味しない。スタロバンスキー『透明と障害 (*La transparence et l'obstacle*)』の枠組みによれば、外観はあくまでも虚偽である。外観が立派であればあるほど、内実は真実を伴わない。したがってこの場合、外観の普遍性は虚偽ではない。むしろ、ルソーが『社会契約論』に普遍的性格を付与したのは、あくまでも特定の勢力に対する政治的加担を回避し、改革の処方箋の真理性を高めるための方便としてであったと見るべきであろう。

5 むすびにかえて

本稿の目的は、『社会契約論』を普遍理論とする根拠は薄弱であると指摘することにあった。これまでの論証によってその目的は十分に果たしたと考えられるが、それでは『社会契約論』を、普遍理論としてではなく18世紀ジュネーヴ共和国への改革の提言を意図した作品と見なすことによって、如何なることが見えてくるのだろうか。また、筆者はそうすることによって何を背負わなければならないのであろうか。

筆者には、ルソーが『社会契約論』によってジュネーヴ共和国という極めてローカルな国家の改革を期待していたと解釈するからといって、この作品がそうした限られた範囲においてしか意味を持ち得ないと主張する意図は全くない。ルソーはジュネーヴの改革に貢献するための格率を、より真理に近づけるための方法として、同書に普遍的性格を付与したのであって、それは、彼の思想が普遍的妥当性をもたないということの意味しない。筆者の一連の作業を通じて見えてきたのは、むしろ『社会契約論』という空間的にも時間的にも長大な射程を有するであろう思想作品でさえ、ジュネーヴというローカルな場との関連なしには生み出されなかったということである。言い換えれば、およそ思想といえるものは、おしなべて、特定の場との関連を出発点とするのである。筆者は、思想の研究もまた、そこに出発点を求めなければならないと考える。

ところで、もしも『社会契約論』は特殊ジュネーヴ的議論が普遍的な形式で書かれた作品であると解釈するのであれば、そもそも18世紀においてジュネーヴ共和国とは当時のヨーロッパの人々にとってどのような国家共同体だったのであろうか。ジュネーヴは、ローマやギリシアの都市国家の伝統をある程度引き継いでいたと見られるが、フランス革命前後に出現する国民国家に吸収される運命を辿るであろう。しかしそれはジュネーヴだけのことではない。またジュネーヴが有していた、カルヴィニズムという革命思想の輸出港としての性格は失われて久しかったはずである。とはいえジュネーヴはヨーロッパ各地のカルヴィニストが様々な動機でもって来訪する

都市ではあった。ともあれ、こうした問題は筆者が新たに背負わなければならない課題であろう。いずれ稿を改めて検討したい。

註

- (1) O.C.I., p.404. 『告白』（中）197 頁。
- (2) 具体的には次のような記述である。「それ故、私はあなたがたの国制〔ジュネーヴの国制を指す一引用者註〕を立派だと認めたからこそ、政治制度のモデルとして採用し、あなたがたをヨーロッパに手本として示したのです。私はあなたがたを破滅させようとするどころか、あなたがたを維持する方法を明らかにしたのです。」O.C.III., p.809. 『ルソー全集』第8巻、346 頁。
- (3) Jean-Louis Lecercle, *Jean-Jacques Rousseau, modernité d'un classique*, Librairie Larousse, 1973., p.147. 小林浩訳『ルソーの世界 あるいは近代の誕生』、法政大学出版局、1993 年、178 頁。ルセルクル自身はこの問題に対して、「『人間は自由なものとして生まれている。しかも至る所で鉄鎖につながれている』という一文で始まる書物はすべての人間に宛てられたものである」と言明していることから理解されるように、普遍理論と見なす立場に立っている。ibid., p.152. 邦訳 184 頁を参照。
- (4) ジュネーヴがルソーの理論のモデルだったとする解釈としては、以下に示した文献が挙げられる。Emile Durkheim, *Montesquieu and Rousseau, Forerunners of Sociology*, Translated by Ralph Manheim, The University of Michigan Press, 1960., p.120. 小関藤一郎、川喜多喬訳、『モンテスキューとルソー——社会学の先駆者たち』法政大学出版局、1975 年、136 頁。Jean Guéhenno, *Jean-Jacques, une Histoire d'une conscience*, I & II, Editions Gallimard, 1962., tome II., pp.51-54. 宮ヶ谷徳三訳、『ルソー全集』別巻一、444-446 頁。Franco Venturi, *Utopia and Reform in the Enlightenment*, Cambridge University Press, 1971., p.77. 加藤喜代志、水田洋訳『啓蒙のユートピアと改革』みすず書房、1981 年、118 頁。Alfred Dufour, “Rousseau entre droit naturel et histoire, Le régime politique genevois de la dédicace du second discours aux lettres de la montagne”, *Annales Société Jean-Jacques Rousseau*, XLI, 1997., pp.79-108.
- (5) 代表的な研究に以下のものがある。John Stephenson Spink, *Jean-Jacques Rousseau et Genève, Essai sur les idées politiques et religieuses de Rousseau dans leur relation avec la pensée genevoise au XVIII^e siècle, pour servir d'introduction aux Lettres écrites de la Montagne*, Paris, Boivin & C^{ie}, Éditeurs, 1934. Derathé, *Rousseau et la science politique de son temps*, J. Vrin, Paris, 1970. 西嶋法友訳、『ルソーとその時代の政治学』、九州大学出版会、1986 年。
- (6) 18 世紀ジュネーヴ共和国の歴史的状況や身分・階層構造、政治構造に関して筆者は紹介したことがある。拙稿「内乱後のジュネーヴ共和国と『社会契約論』」、政治思想学会編『政治思想研究』第1号、2001 年、96-98 頁。しかし依然として一般的に知られていると思われないので、本稿でも簡単に紹介しておきたい。

当時のジュネーヴは、国民が自分たちの代表を選出し、代表が憲法に基づいて議会を運営する比較的規模の大きな、いわゆる近代国民国家とは著しく異なる。国家の規模や国家を運営する仕組み、国家の構成メンバーの国政への関わり方などに視点を置けば、むしろイタリアなどによく見られる小規模の都市国家に類似するといつてよい。元来司教都市であったジュネーヴは、周囲を城壁で囲み、定時に城門を開閉することで人的・物的流入出を管理していた。また周辺の農村も含めた地域において商工業の中心地でもあった。さらに国政の運営は、少なくとも建前上、有資格者が直接的にこれを行うものとされた。

16 世紀前半、ジュネーヴは、それまでの司教都市としての地位、およびそれと密接な関係にあったサヴォア公の影響下からの離脱・独立を達成し、その後対内的には、独立国家として、カルヴァン等による内政改革を経験した。対外的には、サヴォワ公国との緊張関係を保持したまま、未だスイス連

邦に加盟してはいなかったにせよ、スイスの諸都市との関係強化に努めていた。経済・商業の面では、伝統的な時計製造業が盛んに営まれる傍ら、金融・銀行業を営む者も18世紀初頭から次第に増え、ジュネーヴはフランスの「領土外銀行」とさえ呼ばれていた。こうした金融業の隆盛は、ジョン・ロー(John Law, 1671-1729)の「システム」破綻事件を契機としてますます刺激され、簡素で厳格な伝統的生活様式は著しく変化していたという。

ジュネーヴは独立国家であったとはいえ、周囲を強大国に取り囲まれた弱小国に過ぎない。とりわけカトリック国であるフランスは、プロテスタンティズムの発信地であるジュネーヴを常に警戒し、例えば後述する内乱に際して、チューリヒやベルンなど、スイスの他の有力都市とともに、その内政に容喙することもあった。また、ナント勅令廃止(1685年)を契機にフランスから大勢のプロテスタントが移住してきた。このようにフランスとジュネーヴとは、政治的・宗教的に一定程度の緊張関係を保持していた。

人々の身分は五つに分かれていた。すなわち、公民(Citoyen)、ブルジョワ(Bourgeois)、出生民(Natif)、居住民(Habitant)、服従民(Sujet)である。主要な官職に就く権利を享受する公民たる資格は、公民またはブルジョワの子としてジュネーヴの城壁内に生まれた者にのみ与えられた。したがってたとえ公民の息子であっても、城壁外で生まれた者はブルジョワとされた。ブルジョワは、参事会が発行するブルジョワ証書(Lettre de Bourgeoisie)を購入することによって、あらゆる種類の商売を営む権利を享受し、かつ総会に出席し、投票する権利を与えられた。ブルジョワの身分は裁判によって剥奪される場合以外に失われることはない。公民とブルジョワとの決定的な相違点は、公民がジュネーヴの主要な官職に選出される資格を有していたのに対して、ブルジョワにはそのような資格は与えられていなかった点にある。出生民とは居住民の子で、かつジュネーヴ国内で生まれた者を指す。居住民とは、ジュネーヴに居住する権利を買った外国人である。服従民の多くは、ジュネーヴの支配の及ぶ地域の農民、偶然ジュネーヴにやってきた流民、傭兵等を指す。

これら五つの身分はまた、以下の三つの階層に区分し直すこともできる。すなわち、貴族(Patriciat)、ブルジョワジー、下層民である。貴族は、少数の公民の家系からなる永続的な寡頭政によって、実質的にジュネーヴを支配していた人々である。つまり古代共和政ローマと同様に、公民の中でも支配層に相当する人々を「貴族」と呼んでいた。ブルジョワジーは、貴族に含まれない公民とブルジョワとからなり、総会に出席する権利をもった者である。彼らの多くは時計職人であった。下層民は、出生民、居住民、服従民からなり、彼らは如何なる政治的権利も享受せず、その経済的権利も極めて制限されていた。

当時ジュネーヴの総人口は人口20000から25000人と推定され、このうち1500名前後の成人男子(25歳以上の家長)の公民及びブルジョワが総会(le Conseil Général)を構成する。総会の権限は、立法、宣戦・講和、同盟、課税等の承認、主要な為政者の選挙(首席判事[seigneur lieutenant]、陪席判事[assesseur]、検事総長[procureur général]、財務総監[trésorier général]など)等の諸事項である。しかしながら、総会は後述の二百人会によって付託された事項の外は、如何なる事項も決議し得なかった。なお総会が開催されていた場所は、サン・ピエール寺院である。二百人会(le Conseil des Deux-Cents, ou le Grand Conseil)は、1738年以降は250名の公民及びブルジョワによって構成されていた。二百人会の権限は、特赦、貨幣鑄造、民事訴訟第二審の審理、官吏の候補者名簿を後述の参事会に提出すること、国家のために有益であると判断された意見の参事会への提出等であった。しかし、二百人会もまた、参事会によって付託された事項のみ決議した。さらにこの250名の構成員は、1768年までは全員が参事会によって選出されていた。

参事会(le Petit Conseil)は、別名二五人会(le Conseil des Vingt-Cinq)といい、その名のとおり、終身の25名の公民によって構成されていた。欠員が生じた場合には、自ら2名の候補者を立て、二百人会に選挙させた。参事会の権限は、民事・刑事双方の訴訟の最終審を審理し、死刑の宣告及び執行、産業の統制、ブルジョワ証書の発行等を行った。参事会の中には、任期一年の4名の市長(Syndic)が含まれる。市長の再選には4年の期間をあげなければならない。この4名の市長は、参事

会が予め立てた八名の候補者から、総会が通常毎年二月に選挙した。彼らは行政の全ての部局に参加し、とりわけ首席市長（le premier syndic）は、総会、二百人会、参事会の議長を兼任した。これら主要な評議会に加えて、六十人会（le Conseil des Soixantes）は、参事会の25名と二百人会から選出された35名とからなり、外交的事項と国家機密に関わる事項とに関して審議する臨時の評議会である。また1642年に創設された改革会議（la Chambre de la Réforme）は、検事総長と市長の一人とを含む6人から構成され、奢侈禁止法の遵守を監視する。以上のいわば世俗の評議会の他に、正統教義と習俗とを監督する宗務局（le Consistoire）が存在した。その構成員はジュネーヴの牧師（pasteur）と、4名の市長を含む俗人とからなる。以上に関しては下記文献を参照。Ferrero Guglielmo, “Genève et le Contrat Social”, *Annale Société Jean-Jacques Rousseau*, XXIII, 1934., pp.137-152.; Jean-Pierre Ferrier, “Le XVIII^e siècle, politique intérieure”, *La Société d'Histoire et d'Archéologie de Genève, Histoire de Genève des origines à 1789*, Genève, 1951., pp.401-494.; René GUERDAN, *Histoire de Genève*, Paris, 1981., pp.169-232.; *Histoire de Genève*, publié sous la direction de Paul Guichonnet, Toulouse, 1986., pp.88-118.; Peter Gay, *Voltaire's Politics, the Poet as Realist*, Yale University Press, 1988., pp.185-238.; O.C.V., pp.1347-1348. 井上堯裕『ルソーとヴォルテール』（世界書院, 1995年）, 245-257頁。森田安一編『世界各国史14 スイス・ベネルクス史』（山川出版社, 1998年）, 91-93頁。佐藤真典『中世イタリア都市国家成立史研究』（ミネルヴァ書房, 2001年）。ポール・ギショネ『フランス・スイス国境の政治経済史』（内田日出海・尾崎麻弥子訳, 昭和堂, 2005年）, 特に第1章。

- (7) この解釈に関しては以下の諸研究を参照した。Michel Launay, *Jean-Jacques Rousseau, Écrivain politique (1712-1762)*, C.E.L., Cannes; A.C.E.R., Grenoble, 1971. Helena Rosenblatt, *Rousseau and Geneva, From the First Discourse to the Social Contract, 1749-1762*, Cambridge University Press, 1997.
- (8) 拙稿「内乱後のジュネーヴ共和国と『社会契約論』」, 以下「前稿」と呼ぶことにする。
- (9) 政治思想史と政治理論とを峻別すべきとの意見については、半沢孝麿「コールリッジにおける政治哲学の形成」が参考になった。有賀弘・佐々木毅編『民主主義思想の源流』（東京大学出版会, 1986年）所収, 特に190-193頁参照。
- (10) 改めていうまでもなく、ルソーの政治思想を抽象的な政治社会一般の理論と見る研究の代表として福田歓一『近代政治原理成立史序説』がある。ルソーを、ホッブズやロックとともに契約論者の代表的存在と見た福田氏によれば、彼らの「社会契約説の特色は、あれこれの政治体制の弁証ではなく、まさに政治社会一般の理論」を「構築」することにある。文明社会において疎外された個人を救出し、「人間の内面性の回復せられた共同体」、すなわち「良心の挫折なきレジーム」を構想することにルソーの課題を見る福田氏は、社会契約説の存立基盤が「所与との哲学的切断」にあると指摘し、まさにこの「切断」によってこそ、「近代国民国家が哲学的に構成」されたのだと解釈し、ルソーにおいて「現実に対する理論の分離」が「完成」されたと解釈する。福田歓一『近代政治原理成立史序説』（岩波書店, 昭和46年）, 243-246頁, 351頁参照。
- (11) 『コルシカ憲法草案』及び『ポーランド統治論』の執筆経緯に関しては、O.C.III., CXCIX-CCXV.; O.C.III., CCXVI-CCXLIII.; *The Political Writings of Jean-Jacques Rousseau, Edited from the original MSS. and authentic editions with Introduction and Notes by C.E. Vaughan*, Basil Blackwell, Oxford, 1962., Vol II., pp.369-423. 佐々木允臣「ルソー『コルシカ憲法草案』について」（『島大法学』第19号, 1973年3月）, 木崎喜代治氏による邦訳『コルシカ憲法草案』の「訳者解説」（未来社, 1979年）, 遅塚忠躬氏, 永見文雄氏による「解説」（ともに『ルソー全集』第五巻に所収）が大変参考になった。また小林浩『ルソーの政治思想——『社会契約論』から『ポーランド統治考』を読む』（新曜社, 1996年）, 特に序論及び第1章も挙げておく。
- (12) O.C.III., p.391. 邦訳76-77頁。
- (13) C.C. 3475. (1764年8月31日付)
- (14) C.C. 3523.

- (15) C.C. 6867.
- (16) O.C.I., p.836. 『ルソー全集』第三巻, 188-189頁。
- (17) ビュタフォコ大尉やヴィエルホルスキ伯爵は、『社会契約論』を、机上の空論つまり抽象論と看做したからこそ、具体的な実践論の執筆をルソーに依頼したのではないかと、との反論が予想される。しかし、それは事実と反する。すなわち、例えばビュタフォコ大尉は、先に見たように、『社会契約論』でコルシカに対する具体的な言及があったからこそ、執筆を依頼するためにルソーを訪問したのである。
- (18) Derathé, *Rousseau et la science politique de son temps*, p.11. 邦訳, 6頁。
- (19) O.C.III., p.425. 邦訳 127頁。
- (20) O.C.III., p.426. 邦訳 128頁。
- (21) O.C.III., p.428. 邦訳 131頁。
- (22) O.C.III., p.430. 邦訳 133頁。
- (23) 代議制か、それとも純粋民主政（あるいは直接民主政）かは時代の選択的価値だったといっていようであろう。時代の思想的趨勢を考慮すれば、純粋民主政の下では、多数者が少数者を抑圧する危険性を免れないこと、また、純粋民主政は大規模国家においては実現困難と思えること、これらの理由から、多くの思想家は、代議制に基づく統治の優越性を認めつつあった。その代表は、モンテスキュー (Charles Louis Secondat, baron de la Brède et de Montesquieu, 1689-1755) や、彼よりも若干後の世代に属するパーク (Edmund Burke, 1729-1797) とマディソン (James Madison, 1751-1836) であろう。Edmund Burke, *Reflections on the French Revolution and Other Essays*, with an Introduction by A. J. Grieve, M. A. Everyman's Library, 1929., pp.121-122. 半澤孝磨訳『フランス革命の省察』(みすず書房, 1978年), 157-159頁。Alexander Hamilton, James Madison and John Jay, *The Federalist or, the New Constitution*, Edited with an Introduction and Notes by Max Beloff, Basil Blackwell, Oxford, 1948., pp.41-48. 斎藤真・中野勝郎訳『ザ・フェデラリスト』岩波文庫, 52-66頁。ところがルソーはそうした趨勢に敢えて異を唱えていた。人民のみが統治に携わるという意味での純粋民主政を支持していたわけではなかったにせよ、彼は、大規模国家であっても首都を輪番制にすることで(『社会契約論』第3編第13章)、自ら獲得した人民主権原理の普遍的妥当性を訴えようとしていた。
- (24) André Gür, "Les lettres «séditieuses» anonymes de 1718", introduction, in *Bulletin de la Société d'Histoire et d'Archéologie de Genève*, 1982., p.129.; Édouard Favre(éd.), Antoine Tronchin, *L'état du Gouvernement Présent de la République de Genève [1721]*, Genève, 1901., p.1., pp.17-18. を参照。
- (25) André Gür, *op. cit.*, pp.181-186.
- (26) このことはドラテも認めている。O.C.III., p.1487.
- (27) O.C.III., p.907. 『ルソー全集』第五巻, 293頁。
- (28) *loc. cit.* 『ルソー全集』第五巻, 293頁。
- (29) O.C.III., p.920. 『ルソー全集』第五巻, 310-311頁。
- (30) O.C.III., p.939. 『ルソー全集』第五巻, 335頁。
- (31) O.C.III., p.977. 『ルソー全集』第五巻, 388頁。
- (32) O.C.III., p.978. 『ルソー全集』第五巻, 390頁。
- (33) 『ポーランド統治論』が代議制を是認した点において『社会契約論』の原理を裏切っているとの指摘について、『ルソー全集』第五巻に掲載された永見文雄氏による「解説」, 505-506頁を参照。
- (34) O.C.III., p.978. 『ルソー全集』第五巻, 390頁。
- (35) O.C.III., p.425. 邦訳 127頁。
- (36) O.C.III., pp.978-979. 『ルソー全集』第五巻, 391頁。
- (37) パチコによれば、ポーランドははじめてルソーの立法に適する国家ではなく、『社会契約論』の原理とポーランドの現実とは対立していた。そこでルソーは「表面上の矛盾」を超えて、原理と現実と

が折り合いをつけられるかどうかを検討したという。それ故バチコは、『ポーランド統治論』を読むとき、『社会契約論』から出発する読みと、『ポーランド統治論』そのものから出発する読みの「二重の読み」を必要とすると解釈する。そして『社会契約論』から出発する場合、「財政や軍事、国会など、細部についての数多くの提案を超えて」、ルソーが如何に、「『社会契約論』の都市国家の理念や理想の実現を目指している社会機構の働きを示そうとしているか」を問わねばならない、と指摘する。Bronisław Baczko, *Rousseau, solitude et communauté*, traduit du polonais par Claire Brendhel-Lamhout, Mouton, Paris, La Haye, 1974., pp.413-414. しかし、これまでに論じてきたことから、筆者は、ルソーが定期人民集会を放棄して代議制を採用したことを、「表面上の矛盾」や「細部」の問題として処理することはできないと考える。

- (38) 『社会契約論』第4編第1章において、政府の構成員が「人民の代表」とされ、彼らに法律の起草が委任されていることをもって、「ルソー流」の「代議制」として処理することによって、『社会契約論』の代議制否認と『ポーランド統治論』の代議制是認とを摺り合わせ、両作品を整合的に解釈しようとする研究者もいる。小林浩、前掲『ルソーの政治思想』、58-69頁参照。しかし、第一に、『社会契約論』の政府は執行権の構成主体であるのに対して、ポーランドの国会は立法権の構成主体であるから、両者を同一のレベルで論ずるのは避けなければならない。第二に、法律の起草や提案を政府に委任する考えは、まず人民主権原理と矛盾しないし、さらに例えばハリントン(James Harrington, 1611-1677)に典型的に見られるように、共和主義思想に伝統的なものであるから、「ルソー流」の「代議制」という解釈は成立しない。ハリントンは『オシアナ共和国 (*The Commonwealth of Oceana*)』(1656年)において、ケーキの分割と選択に関する有名な比喩を挙げた後に、20人からなる架空の国家を想定し、そこで権威の配分に関する思考実験を試みている。このうち6人は賢者として、残りの14人の「群れ」を指導する元老院を構成する。そして元老院の職務は、法案を審議した後に人民に提案することにあるとされる。*The Political Works of James Harrington*, edited with an introduction by J.G.A. Pocock, Cambridge University Press, 1977., pp.169-170., pp.172-173. 浅沼和典訳、「ハリントンと『オシアナ共和国』」明治大学政治経済研究所編『政経論叢』第58巻第5号、第59巻第1・2号、第60巻第1・2号、第60巻第3・4号所収。第59巻第1・2号23-25頁、30-31頁参照。
- (39) Édouard Rod, *L'affaire Jean-Jacques Rousseau*, Paris, 1906., pp.163-194.; Jules Lemaître, *Jean-Jacques Rousseau*, Paris, s. d., [1907], pp.163-215.; John Stephenson Spink, *Jean-Jacques Rousseau et Genève*, pp.211-221.; O.C.III., CLIX-CLXVII. 参照。
- (40) O.C.I., p.393. 『告白』(中), 181頁。
- (41) C.C. A135.
- (42) O.C.I., p.393. 『告白』(中), 181頁。
- (43) O.C.I., p.216. 『告白』(上), 308頁。
- (44) O.C.I., pp.404-405. 『告白』(中), 197-198頁。
- (45) O.C.I., p.406. 『告白』(中), 199-200頁。
- (46) C.C. 616. (1758年4月18日付)
- (47) C.C. 891. (1759年11月18日付)
- (48) 前掲「内乱後のジュネーヴ共和国と『社会契約論』」100頁。
- (49) Rosenblatt, *Rousseau and Geneva*, pp.129-132.
- (50) 前掲「内乱後のジュネーヴ共和国と『社会契約論』」100-101頁。
- (51) Jean-Pierre Ferrier, “Le XVIII^e siècle, politique intérieure”, p.420.; Derathé, *Rousseau et la science politique de son temps*, pp.16-17. 邦訳10-11頁。
- (52) ジュリア・サイモンによれば、17世紀の文筆家が何を書くかはパトロンの要望に大きく依存していたのに対して、18世紀の文筆家は、多少の金銭的援助を受けながらも、それによって作品の内容をパトロンの決定されることなく、一定程度の独立を確保していた。それ故サイモンは、18世紀の文筆家を、17世紀の「パトロネジ」と20世紀の「市場」との中間の「公共空間」に位置づけ、彼らを不特定

多数の匿名の読者のために書く大衆文化の嚆矢であると述べ、その代表としてルソーとディドロを取りあげる。Julia Simon, *Mass Enlightenment, Critical Studies in Rousseau and Diderot*, State University of New York Press, 1995., pp.1-23., pp.175-176., pp.25-69. この議論を一步進めれば、ルソーは、自らの思想のアイデンティティを、やはり第一義的には人類一般に求めたのではないか、というコロラリーが導かれるであろう。しかし、この議論に対しては、ルソーは独立を保持しながらも、なお『ダランベールへの手紙』や『山からの手紙』という、極めて限定的な読者に宛てたことが一目瞭然に諒解しうる作品を書くこともできた、と反論できるであろう。つまり、ルソーにおいて、独立と普遍性とは必然的関係にあるとはいえないのではないか。